

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16
②	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16

2. 指名停止措置期間

- ①令和5年4月21日 から 令和5年8月20日 まで (4ヵ月)
②令和5年4月21日 から 令和5年7月20日 まで (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者2社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、①水道機工(株)については同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当し、措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)